

独立行政法人改革等に関する分科会 第3ワーキンググループ議事概要

1. 日 時：平成26年8月25日（月）17:00～18:00
2. 場 所：中央合同庁舎4号館12階1211会議室
3. 出席者：（委員）山本座長、河村委員、玉井委員
（事務局）行政改革推進本部事務局
（消費者庁）服部審議官ほか（国民生活センター）井守理事ほか
4. 議 題：
 - （1）ヒアリング（消費者庁・国民生活センター）
 - （2）総括・意見交換
5. 議事概要：
 - （独）国民生活センターが保有する相模原研修施設の再開についてヒアリングを行った。
 - ヒアリングでの主な議論は以下のとおり。

<外部施設を利用する場合と相模原施設を継続使用する場合のコスト比較>

- ・ 委員より、研修施設を現時点で売却して外部施設を利用する場合について、過度に高額な施設を想定せず、現在の相模原研修施設と同様の条件で比較を行っているのかとの質問があった。

消費者庁より、少人数の参加型研修など研修内容の条件を揃えた上で、過度に高額でない施設を想定し計算したとの説明があった。

<稼働率向上見込みの実現性>

- ・ 委員より、研修室15%（21年）→68%（再開後）、宿泊室19%（21年）→72%（再開後）という数値の根拠について質問があった。

消費者庁より、数値は単に消費者庁が推測した数値ではない、消費者庁・国民生活センターから全都道府県・市町村の消費者行政担当部局へのアンケートを実施し、研修参加希望の実数を集計した上で、自治体の議会のスケジュール等、日程的な参加率を勘案して絞り込んだ堅めの数字であるとの説明があった。

また、宿泊型研修の最終日には宿泊施設は使われないこと等により、稼働率は物理的に85%程度が上限であり、72%という数値は研修参加者側のスケジュール（お盆や年末年始の開催は困難等）を勘案すれば十分に高い数値であるとの説明があった。

<向上した稼働率の継続性>

- ・ 委員より、自治体職員や消費生活相談員の研修参加人数の向上が見込めるのは、国の交付金制度（地方消費者行政活性化基金）があるからではないか、財政措置の終了後も引き続き稼働率を維持・向上できるのかとの質問があった。

消費者庁より、現在「基金」で措置している地方消費者行政の充実部分については、自治体が自主財源で継続措置するための計画を提出させており、国による財政措置がなくなれば低下するものではない、との説明があった。

- ・ 委員より、消費者庁の説明を踏まえれば、(1)68%、72%という稼働率は実現可能であり、また、将来にわたって維持・向上が見込めると考えて良いか、(2)その目標値は中期目標・中期計画に明記し、将来にわたって評価を継続すると理解してよいか、と質問があった。

消費者庁より、そのとおりであるとの返答があった。

【まとめ】

- 出席委員により意見交換を行い、以下の結論とした。
 - ・ 施設の利用見込み（研修ニーズの高まりを踏まえ、今後の稼働率は自治体からのニーズ把握に基づき向上が見込めること）
 - ・ 短期・長期におけるコスト比較（外部施設を利用する場合と相模原研修施設を継続利用する場合の比較）
 - ・ 今後の活用方策（今回説明した稼働率の将来的な維持・向上は可能であり、中期目標・中期計画等により目標値を設定し、評価を継続すること）
- 等の消費者庁の説明は概ね妥当と認められるため、国民生活センター相模原研修施設を再開するとの消費者庁の方針については、了承することとした。

（文責：内閣官房行政改革推進本部事務局（速報版のため事後修正の可能性あり））